

そろそろ 2023 年も終わりが見えてきました！

① 年末調整の時期です！控除証明書をご確認ください！

どれが大切な書類か  
分からない方は、  
「それらしい郵便物」を  
全てご用意ください。



まもなく「年末調整」手続きの時期です。  
それにあわせて、各生命保険会社などから「控除証明書」が届く頃になります。  
法人の方は年末調整で、個人事業主の方など確定申告が必要となる方は  
確定申告にあたって必要となる、とても大切な書類です。  
「年1回だから去年のことは覚えてない！」方も、今！ご確認いただければ大丈夫！  
「控除証明書」と書いてある郵便物は大切にしてください！



② ふるさと納税「ワンストップ特例制度」の注意点！

年々、私たちもお話しをお聞きすることが多くなり、ふるさと納税を利用される方が  
増えてきたように感じます。確定申告の必要がない方で、寄附先が5自治体以内の場合は、  
「ワンストップ特例制度」が適用できることも広まっているようです。  
ただし、この「ワンストップ特例制度」は寄附とは別に手続きが必要です！  
必ずご確認ください！

↓  
「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出

③ 経営者の方へ 所得控除の対象です「小規模企業共済」



小規模企業の経営者や役員、個人事業主の方が、廃業や退職時の生活資金などの  
ために積み立てる制度。事業の経費ではなく、掛金の全額が所得控除となります。  
掛金は月 1,000 円～70,000 円まで 500 円単位で設定可能。「年払」を選択し、  
2023 年中に払い込みをすることで、最高 84 万円 (70,000 円×12 ヶ月) の  
所得控除を受けることができます。ご興味のある方は、お声をかけてください！

こんなところもデジタル化！ 時間と経費削減！？

① スマートフォンで納税証明書請求

頻繁にあることではないと思いますが、だからこそ面倒…。  
納税証明書も、スマホで請求ができることをご存じでしょうか!?  
電子証明書が無い場合は、税務署へ受け取りに行く必要はありますが、  
代理の方からの申請もでき、手数料は 400 円→370 円となります。



e-Tax ソフト (SP 版)  
ログインには  
利用者識別番号  
暗証番号が必要です。

② キャッシュレス納付

各種税金 (国税) は、金融機関の窓口に出向いて納付書で納める方法以外に  
・ダイレクト納付 ・クレジットカード納付 ・O P a y ・コンビニ ・振替納税  
と、今はいろいろな納税方法が用意されています。  
納税額の制限や、手数料が発生する場合 (クレジットカード納付のみ) もありますが、  
「金融機関の営業時間に窓口に行くのが大変！」な方は、ぜひご検討ください！  
口座を税務署に登録して利用するダイレクト納付は、利用は任意のため、万が一のためにも  
登録をお勧めしています (一方的に引き落とされることはありません)。